

取締役会の実効性を支える「取締役会事務局」のための実践的プログラム



特定非営利活動法人
日本コーポレート・ガバナンス・
ネットワーク（CGネット）

MID事務局コース 『取締役会事務局のための MID（ガバナンス講座）』

受 | 講 | 案 | 内

2017年11月

開講

現場の声に応え、
取締役会事務局のネットワーキング、
始まる。

後援：東京証券取引所、日本取引所グループ（JPX）

◆M I D事務局コース

『取締役会事務局のためのMID（ガバナンス講座）』の概要

コーポレートガバナンス・コード導入から2年が経過し、上場会社のコーポレート・ガバナンスは形式から実質へと、より一層の深化が求められています。本講座は、ガバナンス実務を担い、取締役会の実効性を支える取締役会事務局の現場の要請に応える実践的なプログラムです。全8回にわたり、これからの取締役会事務局が取り組むべき内容を網羅しています。

取締役会事務局がよりよく機能することで、上場会社のコーポレート・ガバナンスは飛躍的に向上することが期待されます。本講座で必要な知識を習得するとともに、取締役会間の横の連携強化にもお役立ていただけるよう工夫して運営していきます。

「M I D」はCGネットが行うガバナンス・トレーニング・プログラムで、「独立社外役員向け」と「取締役会事務局向け」の二つのコースがあります。

M I D事務局コース『取締役会事務局のためのMID（ガバナンス講座）』	
受講対象者	取締役会事務局、取締役会サポート部門、ガバナンス実務を担われている方 コーポレート・ガバナンスの最新動向・本講座の内容に関心のある専門家
開催場所	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク会議室 (東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング12階)
開講日時	2017年11月～2018年3月の上中旬。各講義日の15:30～17:30
受講料(税込み)	CGネット会員：6万円(全8回) 単回受講 1万円/回 非会員 ^(注1) ：12万円(全8回) 単回受講 2万円/回
定員	60名(先着順)
構成	全8回 ^(注2) 「修了証」授与要件：6/8回の出席
修了証	一定の要件を満たした受講者(個人)には「修了証」を授与

注1) 本講座の受講を機にCGネットへのご入会を歓迎します。ご入会はホームページからお手続き下さい。

注2) 修了証は全講義の終了後に授与します。ご欠席者は補講の機会をご利用下さい。

※企業からのお申し込みの場合、代理出席が可能です。ただし、修了証の授与は個人に対して行われます。

※本講座終了後(2018年4月)には、本講座修了者、CGネットの法人会員を対象に、取締役会事務局間の情報交換(プラクティスの共有)を行う「取締役会事務局懇話会(仮称)」を設置する予定です。

◆お申し込み

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークのホームページからお申し込み下さい。

定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。

<http://www.cg-net.jp/>

【お問合せ】

特定非営利活動法人 日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク (CG ネット)

〒105-6112 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング12階

TEL 03-5473-8038 FAX 03-5473-8198

<http://www.cg-net.jp/> e-mail info@cg-net.jp

◆M I D事務局コース

『取締役会事務局のためのMID（ガバナンス講座）』カリキュラム

【第1講】2017年11月7日（火）15:30~17:30
開会挨拶『取締役会の実効性を支える取締役会事務局とは』 牛島 信（日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長、牛島総合法律事務所 代表弁護士）
『東証のコーポレート・ガバナンスの取り組み』 渡邊 浩司 氏（東京証券取引所 上場部企画グループ課長）
取締役会事務局にとって、コーポレート・ガバナンスの動向をウォッチすることはきわめて重要です。とりわけ、現在のガバナンス実務の大きな部分を占めるコーポレートガバナンス・コードがどのような背景、目的で作られたのか、上場会社への期待はどのようなものかを理解することは、コーポレート・ガバナンスの本質を考えることにつながります。コーポレートガバナンス・コードの導入・フォローアップなどに従事されている渡邊課長から、東京証券取引所のガバナンスの取り組みの全体像についてお話いただきます。
【第2講】2017年11月13日（月）15:30~17:30
『取締役会事務局に期待すること～アカウンティング・ファイナンス・ガバナンスの視点から』 松田 千恵子 氏（首都大学東京大学院 社会科学部経営学専攻 教授 首都大学東京 都市教養学部 経営学系 教授）
取締役会事務局にはどのような役割が期待されるのでしょうか。取締役会の運営は会社によって様々ですし、取締役会室など専属の事務局を置くか、経営企画、総務、総務、秘書室など担当する部署によっても期待される場所は変わってくるものと思われます。ここでは、多くの取締役会事務局との接点を持ってきた松田教授から、ご専門のアカウンティング&ファイナンス（財務会計）、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会事務局のあるべき姿、そこに近づくために取り組むべきことなどについてお話をいただきます。
【第3講】2017年12月5日（火）15:30~17:30
『取締役会の運営実務～付議基準の見直し・取締役会の活性化・モニタリング・議事録』 柴田 義人 氏（アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士）
取締役会事務局には、より良い取締役会の運営を目指すために様々な悩みがあると思われます。例えば、取締役会の議案をスリム化するための付議基準はどうあるべきか、といったことが代表例です。また、取締役会が実効性あるモニタリング機関であるためにはどのような工夫が必要か、取締役の善管注意義務を果たす現代にマッチした取締役会議事録はどうあるべきか、といった点についても各社各様の課題を抱えているものと思われます。こうした問題について、取締役会の運営実務に詳しい柴田弁護士からご解説いただきます。
【第4講】2017年12月12日（火）15:30~17:30
『社外取締役のサポート実務～情報提供・内部通報・監査役との連携』 樋口 達 氏（成和明哲法律事務所 弁護士 公認会計士）
社外取締役のサポートは取締役会事務局にとって最も大きな仕事の一つです。社外取締役に対する取締役会の議案に関する資料配布や事前説明、会社に関する情報提供などが求められます。さらに、コーポレートガバナンス・コードに記載されている、経営陣から独立した内部通報窓口の設置や監査役との連携についても、今後重要なテーマになってくると思われます。ここでは、コーポレートガバナンス・コード対応に詳しい樋口弁護士に、社外取締役のサポート実務について、豊富な経験をもとに網羅的にご解説いただきます。

【第5講】2018年1月15日（月）15:30～17:30

『取締役会の実効性評価の実務』

高山 与志子 氏（ジェイ・ユール・アイアール マネージングディレクター、取締役
ボードルーム・レビュー・ジャパン 代表取締役、CGネット理事）

取締役会の実効性評価は、コーポレートガバナンス・コードの中で大きな課題であると認識している会社が多く、実際にエクस्पライン（説明）率が高くなっています。取締役や監査役にアンケートをとり、それを取りまとめて取締役会参画者と共有するも、どう改善計画につなげていくか悩んでいる会社も多いと思われます。ここでは、日本においていち早く取締役会評価の有効性を説かれ、企業への取締役会評価の支援を行っている高山氏から、取締役会事務局が取り組むべき実効性評価の実務についてご解説いただきます。

【第6講】2018年2月6日（火）15:30～17:30

『指名・報酬委員会事務局の実務』

井上 康晴 氏（マーサー ジャパン 組織・人事変革コンサルティング シニアコンサルタント）

最近、任意の指名・報酬委員会を設置する会社が増えています。各委員会の事務局は取締役会事務局が兼ねるケースが多く、これから委員会の運営を本格化していく、あるいは設置していく上で、指名・報酬委員会の事務局をどのように運営していくかは悩ましいところです。ここでは、コーポレート・ガバナンスの根幹である経営者の後継者計画、経営者報酬改革のコンサルティングに従事されている井上氏から、指名委員会と報酬委員会の事務局実務の実際、事務局を務める上での留意点などについてご解説いただきます。

【第7講】2018年2月16日（金）15:30～17:30

『取締役会事務局のための内部統制・内部監査・リスク管理』

辻 さちえ 氏（エスプラス 代表取締役 公認会計士）

これからの取締役会事務局には、コーポレート・ガバナンスを支える様々な分野の知識が求められてきます。例えば、コーポレート・ガバナンスと関係の深い取締役会で決議される内部統制、監査機能を強化するための取締役会と内部監査の連携、取締役会のモニタリング機関化に伴うリスク管理などです。ここでは、内部統制、内部監査、リスク管理の分野で企業に支援を行っている辻氏から、取締役会事務局が教養的に知っておくべき内部統制、内部監査、リスク管理から各分野の実践的なものまで、網羅的にご解説いただきます。

【第8講】2018年3月9日（金）15:30～17:30

『取締役会事務局が知るべき機関投資家の考え方～ESGの目線を含めて』

井口 譲二 氏（ニッセイアセットマネジメント
チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー、株式運用部 担当部長（投資調査室））

コーポレートガバナンス・コードに「株主との対話」が定められたことで、内外の機関投資家について理解が求められています。多くの会社では、この分野はIR部署が対応していると思われるが、ボードメンバーのサポートを行う取締役会事務局が機関投資家の考え方を理解することは必須になってくると考えられます。ここでは、ニッセイアセットマネジメントでコーポレート・ガバナンスを統括されるとともにICGNで理事を務める井口氏に、取締役会事務局に知ってほしい機関投資家の考え方についてご解説いただきます。

※講師略歴は、CGネットのホームページをご参照下さい。